

大中物産株式会社の中核労働要求事項等に関する基本方針

1. 基本の方針について

当社では経営理念に掲げる「社業による社会奉仕」「社員の福祉向上」に基づき、国際社会が求める高い倫理基準について希求していく所存です。

法令順守はさることながら、多様性・機会均等の保護、強制労働・児童労働・差別・ハラスメントの撤廃、結社の自由や団体交渉権、労働安全衛生の保証などを中心に人権に関する重要な分野について、当社従業員への正しい理解とそれに基づく行動を推奨し積極的に取り組みます。

2. 関連法令や規範の順守

当社は日本国内法令のみならず、国際的(※1)または活動を行う各国の関連法令や規範に関しても理解に努め、またそれを順守していきます。コンフリクトが発生した場合にはその解消検討を行い必要に応じて専門家の意見を求めるなどを通して適切に対処していきます。

また国連の採択する国際人権章典といった各種協定や規定に基づき、当社活動を進めてまいります。

3. 適用範囲

本方針は当社社員並びに関連子会社に関しても当社の全ての役員および従業員、契約社員、派遣従業員（以下「社員」）に対して適用されます。

また当社取引先の皆様におかれましても本方針への理解並びに実践を広めていくことを目指します。

4. 責任と管理

当社では主に本社室・総務部により社員並びに社内規定を統制しており、本方針に関しても同様に管理を行っていきます。

5. 教育

社員研修等を通して、正しい知識の共有・指導を行っていきます。

6. 是正・改善

当社が本方針に反する行動を行った/関係した、または改善が必要な点が明らかになった場合、即座に適切な手続きのもと是正・改善を行います。

7. 情報の開示

当社では希望するステークホルダーへの情報の公開、また当社ホームページを通じた自主的な情報公開も必要に応じて実施いたします。

当社では上記の方針を確認し、今後も継続・改善に努めていくことを宣言する。

作成日 2021年9月1日

代表取締役社長

田中大三

※1 参考する国際条約等の例

ILO 中核的労働基準 4分野8項目ほか

①結社の自由・団体交渉権の承認

結社の自由及び団結権の保護に関する条約（87号）

団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約（98号）

②強制労働の禁止

強制労働に関する条約（29号）

強制労働の廃止に関する条約（105号）

③児童労働の禁止

就業の最低年齢に関する条約（138号）

最悪の形態の児童労働の禁止及び廃絶のための即時行動に関する条約（182号）

④差別の撤廃

同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約（100号）

雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（111号）